

タイムズカーレンタカー貸渡約款 新旧対比表(2026年4月1日改定)

	新	旧
第3条 第3項	(5)過去に本サービス又はパーク24グループ各社 (https://www.park24.co.jp/company/about/group.html)（以下「パーク24グループ」といいます） が提供するサービスで会員資格を取消されたことがあるとき。	(5)過去に当社カーシェアリングサービス又はパーク24グループ各社 (https://www.park24.co.jp/company/about/group.html)（以下「パーク24グループ」といいます）が 提供するサービスで会員資格を取消されたことがあるとき。
第3条	4.当社は、レンタカーに関する基本通達(自旅第138号平成7年6月13日)に基づき貸渡簿(貸渡原票)に運転者の氏名・住所・運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載する義務があるため、入会申込の際に会員に対し運転免許証、その他身元を確認する書類の提示(WEB申込においては、入会申込者の運転免許情報、その他身元を確認する書類の電磁的方法による送信を含みます)、及びそれらの書類の複写の承諾を求め、会員はこれに同意します。なお、入会申込の際に入会申込者が当社に提出した申込書、運転免許証の写し等の一切の書類は、理由の如何を問わず、入会申込者又は会員に返却しないものとします。	4.当社は、レンタカーに関する基本通達(自旅第138号平成7年6月13日)に基づき貸渡簿(貸渡原票)に運転者の氏名・住所・運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載する義務があるため、入会申込の際に会員に対し運転免許証、その他身元を確認する書類の提示(WEB申込においては、入会申込者の運転免許証、その他身元を確認する書類の電磁的方法による送信を含みます)、及びそれらの書類の複写の承諾を求め、会員はこれに同意します。なお、入会申込の際に入会申込者が当社に提出した申込書、運転免許証の写し等の一切の書類は、理由の如何を問わず、入会申込者又は会員に返却しないものとします。
第6条 第1項	<u>(17)有効な運転免許証を長期間登録しない等、会員が本サービスを利用する意思がないと合理的に判断したとき。</u> <u>(18)第三者により不正に利用されている場合、又はその疑いがあると当社が判断した場合。</u>	(17)新設 (18)新設
第6条	2.会員は、カーシェアリング車両の運転に必要な運転免許の有効期間が満了したときは、直ちに更新後の運転免許証の写し又は画像データ等の運転免許情報を当社所定の手続きにより届け出るものとし、会員がその届出をしない場合には、当社は、前項第1号に準じて、当該会員の会員資格を停止し、又は取り消すことができるものとします。	2.会員は、カーシェアリング車両の運転に必要な運転免許の有効期間が満了したときは、直ちに更新後の運転免許証の写し又は画像データを当社所定の手続きにより届け出るものとし、会員がその届出をしない場合には、当社は、前項第1号に準じて、当該会員の会員資格を停止し、又は取り消すことができるものとします。

第7条	<p>1. 会員は、カーシェアリング車両を借り受けるにあたって、本約款及び別に定める料金表に同意の上、当社が別途定める方法により、あらかじめ借受開始日時、返却日時、借受希望ステーション、その他借受条件(以下「借受条件」といいます)を入力して貸渡契約の予約申込を行うものとし、<u>当社が承認した時点で予約契約が締結されます。</u></p>	<p>1. 会員は、カーシェアリング車両を借り受けるにあたって、本約款及び別に定める料金表に同意の上、当社が別途定める方法により、あらかじめ借受開始日時、返却日時、借受希望ステーション、その他借受条件(以下「借受条件」といいます)を入力して貸渡契約の予約申込を行うものとします。なお、貸渡期間とは、原則として予約時に定めた借受開始日時から返却日時までの期間をいい、当社が借受開始日時よりも前にカーシェアリング車両の利用を開始することを認めた場合は、借受開始日時又は実際に会員がカーシェアリング車両の利用を開始した日時のいずれか早い方を貸渡期間の起算日時とします。</p>
第8条	<p>2. <u>原則として予約時に定めた借受開始日時から返却日時までの期間を貸渡期間といい、当社が借受開始日時よりも前にカーシェアリング車両の利用を開始することを認めた場合は、借受開始日時又は実際に会員がカーシェアリング車両の利用を開始した日時のいずれか早い方を貸渡期間の起算日時とします。</u></p>	<p>2. 新設</p>
第9条	<p>2. 利用料金は、カーシェアリング車両の予約時に指定した借受開始日時と実際に返却手続が行われた日の差をもって算出される利用時間を基に算出されます。<u>ただし、当社は、会員が第20条に定める日常点検整備を実施するために、借受開始日時が到来する前に車両の解錠を可能にして、無料で点検とのできる時間を設けることが可能だが、当該時間中に車両を走行させ、且つ返却手続きを行った場合、会員は当該時間を利用時間とみなして利用料金を支払うものとします。</u>なお、会員が予約取消をせず、カーシェアリング車両を利用しなかった場合は、予約した貸渡期間分の利用料金を請求します。</p>	<p>2. 利用料金は、カーシェアリング車両の予約時に指定した借受開始日時と実際に返却手続が行われた日の差をもって算出される利用時間を基に算出されます。なお、会員が予約取消をせず、カーシェアリング車両を利用しなかった場合は、予約した貸渡期間分の利用料金を請求します。</p>
第25条 第1項	<p>(4) 人身傷害補償 1名限度額 <u>6千万円</u> 搭乗者の自動車事故によるケガ（死亡・後遺障害を含みます）につき、運転者の過失割合に拘わらず、損害額を補償します（限度額 <u>6千万円</u>：損害額認定は保険約款に基づき保険会社が実施します）。</p>	<p>(4) 人身傷害補償 1名限度額無制限 搭乗者の自動車事故によるケガ（死亡・後遺障害を含みます）につき、運転者の過失割合に拘わらず、損害額を補償します。（限度額無制限；損害額認定は保険約款に基づき保険会社が実施します）</p>

第 25 条	<p>4. <u>当社は、交通事故履歴や運転挙動等に関して、第 41 条の当社ホームページに定める基準を超えた会員が、当社所定の期間中に本サービスを利用する場合、第 1 項第 3 号の車両補償に関して、別途免責額を設定することができるものとし、本項に該当する会員は、利用中の自動車事故によりカーシェアリング車両に損害を与えた場合、免責額の範囲において自己負担部分が発生することを承諾するものとします。</u></p>	4. 新設
第 26 条	<p>4. 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察及び公安委員会に対して自認書及び借受条件、当社に登録された <u>(「会員」を削除)</u> 情報、会員に貸し渡したカーシェアリング車両の登録番号等の情報が記載されたデータ等の資料を提出することができるものとし、会員はこれに同意するものとします。</p>	<p>4. 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察及び公安委員会に対して自認書及び借受条件、当社に登録された会員情報、会員に貸し渡したカーシェアリング車両の登録番号等の情報が記載されたデータ等の資料を提出することができるものとし、会員はこれに同意するものとします。</p>
第 32 条	<p>4. 当社は、会員からの受託によらずカーシェアリング車両から残置物を回収したときは、次の各号に従って取り扱います。 <u>(但し書きについて削除)</u></p> <p>(1)財産的価値のない残置物、又は、腐敗のおそれのある物、危険物、その他の継続的に保管することが困難な残置物については、回収した日を含めて 3 日間保管し、その間に所有者から引取りの申出がなければ廃棄します。<u>ただし、3日間保管することが困難又は危険を伴う残置物（破裂又は発火の恐れがある電池類を含むがこれらに限られない）については、直ちに廃棄することができるものとします。</u></p>	<p>4. 当社は、会員からの受託によらずカーシェアリング車両から残置物を回収したときは、次の各号に従って取り扱います。ただし、財産的価値がなく、かつ継続的に保管することが困難な残置物については、以下の各号によらずに直ちに廃棄することができるものとします。</p> <p>(1)財産的価値のない残置物、又は、腐敗のおそれのある物、危険物、その他の継続的に保管することが困難な残置物については、回収した日を含めて 3 日間保管し、その間に所有者から引取りの申出がなければ廃棄します。</p>
第 35 条	第 35 条(<u>会員</u> 情報の取扱い)	第 35 条(個人情報の取扱い)
第 35 条	<p>3. 当社は、会員から取得した個人情報及び会員による本サービスの利用にあたり取得した情報 <u>(第 36 条及び第 37 条に定める各種情報を含み、以下「利用情報」といいます。また、個人情報及び利用情報を総称して「会員情報」といいます)</u> を、以下の各号に定める目的で利用します。</p> <p>(1)入会資格等の確認、本人認証、各種申込画面における自動表示、本サービスの提供及び提供の可否の確認・判断、本サービス利用料等の決済、自動車貸渡実績の管理、特典の付与その他取引遂行のため</p>	<p>3. 当社は、会員から取得した個人情報及び会員による本サービスの利用にあたり取得した情報 (以下「利用情報」といいます) を、以下の各号に定める目的で利用します。</p> <p>(1)入会資格等の確認、本人認証、各種申込画面における会員情報の自動表示、本サービスの提供及び提供の可否の確認・判断、本サービス利用料等の決済、自動車貸渡実績の管理、特典の付与その他取引遂行のため</p>

第35条	<p>4. 当社は、以下に該当する場合、又は本人より同意を取得した場合、又は法令で認められている場合を除いて、会員情報を第三者に提供することはございません。</p> <p>(1) 第三者に提供する目的 第9条第6項に定める場合において、高速道路運営会社等に<u>対し</u>該当する利用者の情報を提供するため</p> <p>(2) 提供する個人情報の項目 氏名、住所、電話番号、その他前号の目的のために高速道路運営会社等が求める情報</p>	<p>4. 当社は、以下に該当する場合、又は本人より同意を取得した場合、又は法令で認められている場合を除いて、会員情報・利用情報を第三者に提供することはございません。</p> <p>(1) 第三者に提供する目的 第9条第6項に定める場合において、高速道路運営会社等に該当する利用者の情報を提供するため</p> <p>(2) 提供する個人情報の項目 氏名住所電話番号（その他前号の目的のために高速道路運営会社等が求める情報）</p>
第35条	<p>5. 当社は、適切な保護措置を講じたうえで、お預かり又は取得いたしました会員情報を第3項の利用目的の範囲内で第三者に委託する場合があります。会員情報の取扱いの委託に際し、当社は適切な委託先を選定し、必要かつ適切な監督のための措置を講じます。</p>	<p>5. 当社は、適切な保護措置を講じたうえで、お預かり又は取得いたしました個人情報を第3項の利用目的の範囲内で第三者に委託する場合があります。個人情報の取扱いの委託に際し、当社は適切な委託先を選定し、必要かつ適切な監督のための措置を講じます。</p>
第35条	<p>6. 当社は、当社が保有する個人データに関して、本人又はその代理人から (1) 利用目的の通知、(2) 開示、(3) 訂正、(4) 追加、(5) 削除、(6) 利用の停止、(7) 消去、(8) 第三者提供の停止、(9) 第三者提供記録の開示のご請求があった場合は、「個人情報開示等の請求等に関する手続きについて」に記載の要領で対応いたします。</p>	<p>6. 当社は、当社が保有する個人情報に関して、本人又はその代理人から (1) 利用目的の通知、(2) 開示、(3) 訂正、(4) 追加、(5) 削除、(6) 利用の停止、(7) 消去、(8) 第三者提供の停止、(9) 第三者提供記録の開示のご請求があった場合は、「個人情報開示請求等手続きについて」に記載の要領で対応いたします。</p>
第35条	<p>8. 当社は、ご提供いただいた会員情報を、共同利用する場合があります。なお、共同利用に関する事項については、当社ホームページ (https://www.timesmobi.co.jp/) 上に記載した「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて（以下、総称して「個人情報保護方針等」といいます）」をご確認下さい。</p>	<p>8. 当社は、ご提供いただいた個人情報及び利用情報を、共同利用する場合があります。なお、共同利用に関する事項については、当社ホームページ (https://www.timesmobi.co.jp/) 上に記載した「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて（以下、総称して「個人情報保護方針等」といいます）」をご確認下さい。</p>

第35条	<p>10. 当社は、以下の<u>会員情報</u>について、以下の目的で、継続的に、当社において使用し又は以下の提供先に提供することができるものとします。なお、当社は、<u>会員情報</u>の提供にあたり、<u>会員情報</u>から特定の個人を識別することができないよう匿名化処理を行うものとします。</p> <p>(1) 主な利用情報 料金プラン、クラス、ステーション（出発、返却）、車種、利用時間（予約、予約取消、実利用、延長、無断延長等）、利用料金、利用距離、ペナルティ料金、加減速度、最高速度、<u>位置情報、ドライブレコーダーによって記録された情報、その他カーシェアリング車両車載機器記録情報等</u></p>	<p>10. 当社は、以下の利用情報について、以下の目的で、継続的に、当社において使用し又は以下の提供先に提供することができるものとします。なお、当社は、利用情報の提供にあたり、利用情報から特定の個人を識別することができないよう匿名化処理を行うものとします。</p> <p>(1) 主な利用情報 料金プラン、クラス、ステーション（出発、返却）、車種、利用時間（予約、予約取消、実利用、延長、無断延長等）、利用料金、利用距離、ペナルティ料金、加減速度、最高速度、その他カーシェアリング車両車載機器記録情報等</p>
第35条	<p><u>12. 本条に定める他、第36条ないし第38条においては、車載機・ドライブレコーダー・自動車メーカー等による利用情報の取扱いに関する追加の利用目的や保存期間等を定めます。各条の定めは本条の定めに上乗せして適用されるものとします。（ただし、第38条においては、当社が提供を受け、会員情報と関連付けられた情報に限ります）</u></p>	(新設)
第36条	第36条（当社による <u>車載機</u> 情報の取扱い）	第36条（当社による利用情報の取扱い）
第36条	<p>1. 会員は、カーシェアリング車両にカーナビ等車載機器（以下「車載機」といいます）が搭載されており、当社所定のシステムに利用情報（位置情報、通行経路、利用時間、利用距離、加減速度、最高速度等の他、衝撃検知、制御情報等のカーシェアリング車両の状態に関する情報）が記録されること、及び当社が当該記録（<u>会員の個人情報を含みます</u>）を以下の各号に定める場合に利用することを異議なく承諾します。</p>	<p>1. 会員は、カーシェアリング車両にカーナビ等車載機器（以下「車載機」といいます）が搭載されており、当社所定のシステムに利用情報（位置情報、通行経路、利用時間、利用距離、加減速度、最高速度等の他、衝撃検知、制御情報等のカーシェアリング車両の状態に関する情報）が記録されること、及び当社が当該記録（利用者情報を含みます）を以下の各号に定める場合に利用することを異議なく承諾します。</p>
第36条 第1項	<p>(2) カーシェアリング車両に大きな衝撃が加えられたことを検知した等、当社が当社のサービス運営上又は会員の安全確保のために状況確認を行う必要があると判断した場合</p>	<p>(2) カーシェアリング車両に大きな衝撃が加えられたことを検知した等、当社が当社のサービス運営上または会員の安全確保のために状況確認を行う必要があると判断した場合</p>
第36条 第1項	<p><u>(削除)</u></p>	<p>(5) 会員に対して提供する商品、サービスの品質向上のため等、会員その他の顧客等の満足度向上のためのマーケティング分析に利用する場合</p>

第36条	<p>2. 当社は、前項の車載機によって記録された情報について、<u>本サービス及びカーシェアリング車両に関する事故・トラブル等の解決のために当該関係者（事故・トラブル等の当事者、保険会社、フランチャイジー等）へ提供することが必要であると判断した場合に第三者へ開示することがあります。</u></p>	<p>2. 当社は、前項の車載機によって記録された情報について、以下の各号に該当する場合に第三者へ開示することがあります。</p> <p>(1)本サービス及びカーシェアリング車両に関する事故・トラブル等の解決のために必要であると判断した場合</p> <p>(2)第35条第4項に該当する場合</p>
第37条	<p>1. 会員は、カーシェアリング車両にドライブレコーダーが搭載されている場合があり、会員の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録（<u>会員から取得した個人情報を含みます</u>）を以下の各号に定める場合に利用することを異議なく承諾します。</p>	<p>1. 会員は、カーシェアリング車両にドライブレコーダーが搭載されている場合があり、会員の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録（利用者情報を含みます）を以下の各号に定める場合に利用することを異議なく承諾します。</p>
第37条 第1項	<p>(2)<u>本サービス及びカーシェアリング車両に関する事故・トラブル等の解決のために利用する場合</u></p> <p><u>（(3)削除）</u></p>	<p>(2)会員に対して提供する商品、サービスの品質向上のため等、会員その他の顧客等の満足度向上のためのマーケティング分析に利用する場合</p> <p>(3)本サービス及びカーシェアリング車両に関する事故・トラブル等の解決のために利用する場合</p>
第37条	<p>2. 当社は、前項のドライブレコーダーによって記録された情報について、<u>本サービス及びカーシェアリング車両に関する事故・トラブル等の解決のために当該関係者（事故・トラブル等の当事者、保険会社、フランチャイジー等）へ提供することが必要であると判断した場合に第三者へ開示することがあります。</u></p>	<p>2. 当社は、前項のドライブレコーダーによって記録された情報について、以下の各号に該当する場合に第三者へ開示することがあります。</p> <p>(1)本サービス及びカーシェアリング車両に関する事故・トラブル等の解決のために必要であると判断した場合</p> <p>(2)第35条第4項に該当する場合</p>
第38条	<p>2. 当社は、自動車メーカー等が車載機によって取得した利用情報について、以下の各号に該当する場合に、当該自動車メーカー等より利用情報の提供を受け、当社が保有する会員情報と関連付けて利用<u>又は第三者へ提供</u>する場合があります。<u>この場合、当社は第35条各項の定めに従い、当該情報を取り扱うものとします。</u></p> <p>(1)本サービス及びカーシェアリング車両に関する事故・トラブル等の解決のために<u>当該関係者（事故・トラブル等の当事者、保険会社、フランチャイジー等）へ提供することが必要であると判断した場合</u></p>	<p>2. 当社は、自動車メーカー等が車載機によって取得した利用情報について、以下の各号に該当する場合に、当該自動車メーカー等より利用情報の提供を受け、当社が保有する会員の個人情報及び利用情報と関連付けて利用する場合があります。</p> <p>(1)本サービス及びカーシェアリング車両に関する事故・トラブル等の解決のために必要であると判断した場合</p>

第 43 条	<p>3. 会員は、カーシェアリング車両の運転に必要な運転免許の有効期間が満了したときは、第 6 条第 2 項の規定により、更新された運転免許証の写し又は画像データ<u>等の運転免許情報</u>を当社所定の手続きにより届け出るものとします。また、運転免許について停止又取消処分を受けた場合も、直ちにその旨を当社に届け出るものとします。</p>	<p>3. 会員は、カーシェアリング車両の運転に必要な運転免許の有効期間が満了したときは、第 6 条第 2 項の規定により、更新された運転免許証の写し又は画像データを当社所定の手続きにより届け出るものとします。また、運転免許について停止又取消処分を受けた場合も、直ちにその旨を当社に届け出るものとします。</p>
第 49 条	<p><u>4. 法人会員又は登録運転者が本サービスを利用する際は、当社と法人会員との間で、本約款に基づく契約が成立するものとします。法人会員及び登録運転者は、本約款に従うものとします。</u></p> <p><u>5. 法人会員は、法人会員が契約したタイムズビジネスサービス会員に関する規約、約款に定める会員資格の停止及び取消事由に該当し、会員資格を停止又は取消された場合、本サービスについても利用資格を停止又は取消されるものとします。なお、本サービス利用資格の取消となった場合、法人会員は、タイムズビジネスサービス会員としての資格も喪失し、パーク 24 グループに対し、タイムズビジネスカードを返却するものとします。</u></p> <p><u>6. 法人会員は、登録運転者に関する利用情報について当社より提供を受ける場合、法人会員の責任において予め登録運転者の承諾を得るものとし、<u>登録運転者は当該第三者提供について同意したうえで本サービスの利用を行うものとします。</u></u></p>	<p>(新設)</p> <p>4. 法人会員は、法人会員が契約したタイムズビジネスサービス会員に関する規約、約款に定める会員資格の停止及び取消事由に該当し、会員資格を停止又は取消された場合、本サービスについても利用資格を停止又は取消されるものとします。なお、本サービス利用資格の取消となった場合、法人会員は、タイムズビジネスサービス会員としての資格も喪失し、パーク 24 グループに対し、タイムズビジネスカードを返却するものとします。</p> <p>5. 法人会員は、登録運転者に関する利用情報について当社より提供を受ける場合、法人会員の責任において予め登録運転者の承諾を得るものとします。</p>
第 60 条	<p>2. 会員は、借受時の充電状態が満充電とは限らず、その場合、必要に応じて、<u>貸渡</u>期間中に、当社の指定する方法で充電するものとし、当該充電に要する時間も課金対象に含まれることを予め承諾するものとします。</p>	<p>2. 会員は、借受時の充電状態が満充電とは限らず、その場合、必要に応じて、借受期間中に、当社の指定する方法で充電するものとし、当該充電に要する時間も課金対象に含まれることを予め承諾するものとします。</p>

※条文新設に伴う条数のみの変更は含みません。